

「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の
特例措置」に関する減車車両の配分希望の受付を開始します

今般、令和6年7月19日付け事務連絡「「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置」に関する今後の運用方針について」に基づく車両の配分について」3.(1)に基づき、減車車両数を公表しました。本日より、減車車両数が公表された営業区域に営業所を有するタクシー事業者のうち、減車車両の有効活用を希望する事業者からの配分希望の受付を開始します。

記

都県名	営業区域	減車車両数
埼玉県	県南中央交通圏	40台
	県南東部交通圏	105台
	県南西部交通圏	46台
	県北交通圏	10台
群馬県及び埼玉県	中・西毛交通圏	45台

※運転者数を、配分を希望する車両数に、申出時点の事業計画上の車両数を加算した合計値で除して1以上となる場合のみ、配分希望の申出を行うことができます。

※タクシー事業者からの希望車両数の合計が当該地域の減車車両数を超える場合は、当該事務連絡に基づき、運転者数の比率のとおり配分します。

- ・ 申 出 書 の 様 式 : [別添「配分希望申出書」](#)
- ・ 提 出 期 限 : 令和6年7月24日(水) 12時まで
- ・ 提 出 先 : 提出期限までに、埼玉運輸支局輸送担当へ原則電子メールでExcel形式で提出してください。電子メールによることが困難な場合はご相談ください。
電子メールアドレス ktt-saitama-yusou@ki.mlit.go.jp
- ・ 連 絡 先 : 埼玉運輸支局輸送担当 電話 : 048-624-1835 ガイダンス【3】